

令和6年度サーキュラーデザイン研究会等企画運営業務委託仕様書

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

※本業務は、埼玉県議会による令和6年度予算議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、埼玉県産業振興公社と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

1 件名

サーキュラーデザイン研究会等企画運営業務委託

2 目的

製品の製造段階から長寿命化やリサイクル性の向上を図るとともに、動静脈産業が連携して再資源化を目指す「サーキュラーデザイン」について、セミナー及び研究会を運営することで、県内企業等のサーキュラーエコノミーへの転換を推進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

4 履行場所

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザほか

5 事業内容

埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）では県内企業等（以下、「企業」という。）のサーキュラーエコノミーへの取組を推進するために「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を設置し、企業の相談対応のほかセミナー、研究会等を開催している。

企業が製造する製品のサーキュラーデザインへの転換を促すため、サーキュラーデザインに係る知見の習得を目指すセミナーや動静脈産業の企業間の連携による事業化を目指す研究会を実施する。

6 業務内容

(1) セミナーの企画・運営

本事業の目的を達成するために必要なセミナーを1回企画、運営すること。

(ア) 実施計画の作成

受託者は、次の(a)及び(b)の内容を踏まえて、公社と協議の上、実施計画を作成する。

(a) セミナーは令和6年8月を目途に対面及びオンラインのハイブリッドで開催すること。なお、会場は原則として新都心ビジネス交流プラザ4階会議室（さいたま市中央区上落合2-3-2）とする。

(b) 参加を希望する企業は原則として公社が募集するが、受託者も参加を希望する企業の集客を行うこと。

(イ) セミナーコンテンツの企画

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、公社と協議の上、セミナーコンテンツを企画する。

- (a) 動静脈連携により設計を見直した事例を複数紹介するなど、参加者がサーキュラーデザインに係る知見を十分に習得できる内容であること。
- (b) 後に開催する研究会への導入となり、参加企業の取組意欲を高める内容であること。
- (c) 企画内容に対して適切な講師（有識者、実践者等）を提案し、公社と協議の上、当該講師と調整を行うこと。

(ウ) セミナーの運営

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、セミナーを運営すること。

- (a) 参加企業が講師や他の参加企業との双方向の対話が行えるよう配慮すること。
- (b) 参加企業に対するアンケート調査の実施など、後に開催する研究会につながるようフォローアップを行うこと。
- (c) 必要に応じて、参加企業に対して公社が実施するセミナーや研究会等を周知すること。

(2) 研究会の企画・運営

本事業の目的を達成するために必要な研究会を2回企画、運営すること。なお、体験型のワークショップ、企業間のネットワーキングを行うための交流会（名刺交換会等）は必ず実施すること。

(ア) 実施計画の作成

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、公社と協議の上、実施計画を作成する。

- (a) 研究会は令和6年10月及び令和7年1月を目途に対面で開催すること。なお、会場は原則として新都心ビジネス交流プラザ4階会議室（さいたま市中央区上落合2-3-2）とするが、予算の範囲内で別の場所を提案することを妨げない。
- (b) 参加を希望する企業は原則として公社が募集するが、参加希望企業の業種の偏りが生じる場合など、必要に応じて研究会への参加を希望する企業の集客を行うこと。
- (c) 参加企業は、別途公社が企画する成果報告会（令和7年3月予定）において成果報告を行うため、(a) 以外に研究会や関連イベントを計画する場合は、成果報告会の開催時期等を踏まえた計画にすること。

(イ) 研究会コンテンツの企画

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、公社と協議の上、研究会コンテンツを企画する。

- (a) サーキュラーデザインに係る参加企業の取組意欲を高め、新規事業の創出に資する内容であること。なお新規事業の検討に当たっては限定されたエリア（工業団地等）における地域循環を目指す事業の検討を行うこと。
- (b) 参加企業が幅広くネットワーキングを行うことができる内容であること。特に動静脈連携が効果的に実現できるよう留意するものとする。
- (c) 企画内容に対して適切な講師（有識者、実践者等）を提案し、公社と協議の上、当該対象者と調整を行うこと。

(ウ) 研究会の運営

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、研究会を運営すること。

(a) 参加企業が講師や他の参加企業との双方向の対話が行えるよう配慮すること。

(b) 参加企業間のマッチングや事業化の推進のため、受託者は公社コーディネーターと密に連携すること。

(c) 必要に応じて、参加企業に対して公社が実施するセミナーや研究会等を周知すること。

(3) 報告書の作成

企画運営業務に係る報告書を作成すること。なお、報告書の内容は、公社と受託者が協議の上、決定する。

(4) その他

以下の (ア) ~ (オ) については、公社が実施する。ただし、公社と協議の上、受託者の負担において実施することを妨げるものではない。

(ア) 参加企業の募集 ((1) (ア) (b) 及び (2) (ア) (b) に掲げる場合を除く。)

(イ) 会場の確保 (新都心ビジネス交流プラザ 4 階会議室に限る。当日の装飾、設営を除く。)

(ウ) 参加企業間のマッチング、事業化の推進

(エ) 研究会実施後のフォローアップ

(オ) 実施結果の公表

7 報告書の提出

(1) 報告書

定められた期限までに、報告書を提出すること。なお、報告書の提出は電子データのみとする。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 1 4 日 (金)

(3) 提出先

埼玉県産業振興公社 新産業振興部 循環経済支援グループ

8 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

9 守秘義務

(1) 受託者は、本事業を実施する過程で知り得た機密情報は、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

(2) 受託者は、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

10 その他

(1) 受託者は公社から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。

(2) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、公社と受託者が協議の上、決定する。

- (3) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。
- (4) 受託者は、受託業務内容に変更が生じたときは、書面を会社に提出し、その承認を受けなければならない。会社は、受託者から変更申請があったときは内容を審査し、適当と認められたときは、書面により受託者に通知する。
- (5) 受託者は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、会社の承認を得たときはこの限りではない。
- (6) 受託者は、受託業務を中止しようとする場合、または、受託業務を廃止しようとする場合が生じたときは、あらかじめ書面を会社に提出し、その承認を受けなければならない。会社は、受託者から事業中止（廃止）申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、書面により受託者に通知する。
- (7) 会社は、受託者に契約書及び仕様書等に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再実施を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。